

ふくい政経塾 学則

第一章 総則

- 第一条 本塾は「ふくい政経塾」と称する。(以下、本塾という)
- 第二条 本塾は、事務局を自由民主党福井県支部連合会(以下、県連という)内に置く。
- 第三条 本学則は、県連執行部会によって定める。
- 第四条 本塾には、一般講座コースと特待生講座コースを置く。
(1) 一般講座コースは、県連所属のすべての党員及び自民党をサポートする者を対象とし定員を設けない。
(2) 特待生講座コースは、入塾審査に合格したものを対象とする。

第二章 組織及び運営

- 第五条 本塾には、塾長、運営委員会及び事務局を置く。
(1) 塾長は、本塾の最高責任者として県連会長が務める事とし、塾務を掌る。
(2) 運営委員は塾長が任命し、塾長を補佐し塾務運営を行う。
(3) 事務局は県連職員並びに塾長が指名した者が担当する。
(4) 塾長は、必要に応じて役職員を置くことができる。
- 第六条 本塾は、原則として一般講座コースと特待生講座コースの講座を開講する。

第三章 入塾

- 第七条 一般講座コース、特待生講座コース共に入塾の時期は開塾式に準ずる。但し、塾長の許可を得れば期の途中でも特待生コースに入塾することができる。

第八条 本塾への入塾資格は以下の通りとする。

- (1) 一般講座コース
 - ・ 県連所属の党员及び自民党をサポートする者。
- (2) 特待生講座コース
 - ・ 県連所属の党员及び自民党をサポートする者。
 - ・ 未成年の場合は18歳以上の社会人とし、保護者の同意を必要条件とする。
 - ・ 特待生講座コースに入塾を希望する者は、所定の申込書等に必要事項を記載のうえ申込み、書類選考及び面接を受けるものとする。
 - ・ 提出された書類、それらに付随するものについては返還しない。

第九条 受講料については以下の通りとする。

- (1) 一般講座コースの受講料は無料とする。
- (2) 特待生講座コースの受講料は年間12,000円とし、聴講生・体験入塾生については単会の受講料を1回3,000円とする。
- (3) その他、外部セミナー、課外活動参加などの際には、実費を徴収する場合がある。
- (4) 納付された学費については返還しない。

第十条 前条(第八条)の手続きを終え、特待生講座コースの合格の通知を受けた者は、指定の期日までに受講料を納付したのちに、塾長が入塾を許可する。

第四章 卒業

第十一条 以下の項目すべてを満たしている特待生講座コースの者に、塾長が卒業を許可し、証書を授与する。

- (1) 受講回数が三分の二を超えていること。
- (2) 卒業論文を提出していること。

また、卒業生は、自民党本部にて自民党役員への卒業報告並びに懇親会に参加することができる。

第十二条 一般講座コースを受講した者には、終了証を授与する。

第十三条 優秀な塾生を表彰すること等に関しては塾長が決定する。

第五章 その他

第十四条 在校生及び卒業生は、自由民主党、自由民主党福井県支部連合会、ふくい政経塾、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

付 則

第十五条 この学則にない事項は、党則並びに県連規約、県連執行部会の指令に準拠して塾長が決定する。

一、 改正 平成26年2月3日